

○国立大学法人筑波大学顧問規則

平成24年3月29日
法人規則第31号

国立大学法人筑波大学顧問規則

(趣旨)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に置く顧問に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 顧問は、学長の求めに応じて、法人の運営並びに教育研究の発展及び社会貢献の推進を図るための各種施策について、総合的・専門的見地から学長に助言を行う。

(選考)

第3条 顧問は、前条の職務に関し高い識見を有する者のうちから、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 顧問の委嘱期間は、当該顧問を委嘱する学長の任期を超えない範囲で、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 顧問には、別に定める報酬及び旅費を支給する。ただし、学長が特に認める場合は、無報酬とすることができる。

(雑則)

第6条 この法人規則に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行時において現に委嘱されている顧問については、この法人規則により委嘱された者とみなす。
- 3 国立大学法人筑波大学顧問に関する取扱いについて（平成23年4月1日学長決定）は、廃止する。